滋賀県喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実地研修に関する覚書

　　〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「滋賀県喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実地研修実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実地研修（以下「実地研修」という。）の実施について次のとおり覚書を締結する。

（業務の内容および実施方法）

第１条　乙は「社会福祉士および介護福祉士法施行規則」（以下「規則」という。）および「喀痰吸引研修実施要綱」（平成24年３月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、甲に所属する介護職員（以下「受講者」という。）に実地研修の実施および評価を行う。

（実地研修を行う上での遵守事項）

第２条　乙は、実地研修を実施するにあたって、次の各号の事項を遵守する。

（１）　指導講師である医師または看護職員との連携および役割分担による的確な医学管理および安全管理体制を確保する。

（２）　前項の管理体制の下、書面による医師の指示、協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等（以下「協力者」という。）の書面による同意承認（同意を得るのに必要な事項についての説明を含む。）、事故発生時の対応（関係者への報告、協力者家族への連絡など適切な緊急措置、事故状況等についての記録および保存等を含む。）、協力者の秘密の保持（関係者への周知徹底を含む。）等に関する規定を整備するなど、実施上、必要となる条件を整える。

（３）　出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存する。

（４）　研修中の事故等（ヒヤリハット事例を含む。）については、速やかに甲へ報告する。

２　受講生は、実習実施中、乙の指揮命令系統に従うこと。

（実施研修の修了の認定および報告）

第３条　規則に定める回数以上の研修を実施した後、乙の指導講師（医師または看護職員）が評価を行い、要綱に定める基準に達していることを確認した上で、乙は「実地研修実施状況報告書」（別紙様式）に評価票を添付し、滋賀県に送付することとし、併せて乙から甲に終了状況を報告することとする。

（経費の負担）

第４条　研修実施に要する経費（消耗品費等）は、乙が甲に対して受講料等として実費を徴収するものとする。

（保険の加入）

第５条　甲は、研修実施前に実地研修を履修する介護職員等向け賠償責任保険に加入することとする。

　（事故の責任）

第６条　実地研修の実施期間中における事故および過失等により乙または乙の利用者および第三者に損害を与えた場合は、甲に故意または過失がある場合、甲がその賠償の責任を負うものとする。

（個人情報の保護）

第７条　甲は、この研修を実施するための個人情報の取扱いについては、甲において別途定める秘密保持等の規定を遵守しなければならない。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項およびこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

　この覚書の締結を証するため、この覚書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職名）（氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（役職名）（氏名）

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

　（基本的事項）

1. 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

　（秘密保持）

1. 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

　（収集の制限）

1. 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

　（目的外利用及び提供の禁止）

1. 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（適正管理）

1. 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（第三者への委託等の禁止）

1. 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

　（第三者への委託等の準用）

1. この特記事項は、乙が、甲の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

　（業務従事者への周知）

1. 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

　（複写又は複製の禁止）

1. 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

　（資料等の返還）

1. 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供をうけた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

　（資料等の廃棄）

1. 乙はこの契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

　（調査）

1. 甲は、乙がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

　（事故報告）

1. 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

　（指示）

1. 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。